

那珂市広告掲載審査基準

平成21年5月28日

訓令第21号

(趣旨)

第1条 この基準は、那珂市広告掲載取扱要項（平成19年那珂市告示第18号。以下「要項」という。）第16条の規定により、那珂市広告掲載審査会において行う広告の選定について、審査するために必要な事項を定めるものとする。

(基本的基準)

第2条 掲載をする広告は、信用性及び信頼性が高いものでなければならない。

(掲載基準)

第3条 要項第3条に規定するもののほか、次に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

(1) 次のいずれかに該当するもの

ア 人権侵害、差別及び名誉き損のおそれがあるもの

イ 法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの

ウ 他人をひぼう、中傷又は排斥するもの

エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの

カ 宗教団体による布教推進を目的とするもの

キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、又は不安を与えるおそれのあるもの

ク 公序良俗を害するおそれ等社会一般の良識に反するもの

ケ 国内世論が大きく分かれているもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 誇大な表現（誇大広告）の禁止（根拠となる資料を要する。）

根拠のない表示や誤認を招くような表現

例：「世界一」「一番安い」等

イ 射幸心を著しくあおる表現の禁止

例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等

ウ 人材募集広告で労働基準法等関係法令を遵守していると認められないもの

エ 虚偽の内容を表示するもの

オ 法令等で認められていない業種・商法・商品

カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

キ 責任の所在が明確でないもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出

品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする

イ 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現

ウ 残酷な描写など、善良な風俗を害するような表現

エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

オ ギャンブル等を肯定するもの

カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの

附 則

この基準は、公布の日から施行する。

附 則(令和8年訓令第9号)

この基準は、公布の日から施行する。